

## 入院時食事療養費の負担額変更について

令和6年6月より入院時食事療養の患者様負担額が下記の通り変更となります。

全医療機関共通の金額となります。

ご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

### ★入院時の食事療養の標準負担額(患者様負担分)

所得区分		令和6年5月まで	令和6年6月から
69歳まで	70歳以上	1食460円 (※1) (1日3食で1,380円)	1食490円 (※1) (1日3食で1,470円)
区分ア	現役並Ⅲ		
区分イ	現役並Ⅱ		
区分ウ	現役並Ⅰ		
区分エ	一般		
区分オ	低所得Ⅱ	1食210円 (1日3食で630円)	1食230円 (1日3食で690円)
区分オの 長期該当	低所得Ⅱの 長期該当	1食160円 (1日3食で480円)	1食180円 (1日3食で540円)
-	低所得Ⅰ	1食100円 (1日3食で300円)	1食110円 (1日3食で330円)

※1 平成28年3月31日時点ですでに1年以上継続して精神病床に入院しており、その後も引き続き入院されている患者様は、1食260円のまま据え置きとなります。